

該当医療機関 各位
お世話になります。

柏市保健所から下記の通り差し替えの通知がございましたのでお知らせいたします。
詳細につきましては、柏市医師会ホームページ「申請書類等ダウンロード（柏市医師会員の医療機関用）」に掲載いたしましたので、必要に応じましてご覧ください。

令和7年7月17日

柏市医師会
理事 岡田 剛



医師会該当ページQRコード

事 務 連 絡

令和7年7月17日

柏市予防接種指定医療機関 各位

柏市長 太 田 和 美

4種混合ワクチンから5種混合ワクチンへの切り替えに
ついて（通知）

日頃から、本市保健事業に、格別の御協力をいただきまして厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年7月15日付け柏健健第741号の2において通知した件につきまして、下記の通り一部修正いたしましたので、差し替えをお願いします。

記

1 修正内容

「なお、接種の際は Hib ワクチンが規定の回数を超えることについて、保護者に対し説明の上、了承を得るようお願いします。」を追記

2 送付物

4種混合ワクチンから5種混合ワクチンへの切り替えについて

3 問い合わせ先

柏市健康医療部健康増進課 予防接種担当（小貫・上田）

電話 04－7128－8166

FAX 04－7164－1263

4種混合ワクチンから5種混合ワクチンへの切り替えについて

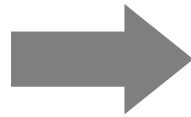
【 Hibワクチンの初回接種が完了している場合の対応 】

(原則) 4種混合ワクチン及びHibワクチンに含まれる各成分について添付文書に定められる接種回数以上に接種した場合の科学的知見が明らかになっていないため成分毎に必要な回数が充足し、かつ過剰にならないよう接種してください。



初回接種

4種混合 ×3回
Hib ×4回(完了)



追加接種

対応① 3種混合＋ポリオ
対応② **5種混合**※

※3種混合ワクチンの入手が困難等やむを得ない事情の場合は、5種混合ワクチン(対応②)での接種を実施しても定期接種として取り扱うことは可能です。

【**間違い接種には該当しません。**】

なお、接種の際はHibワクチンが規定の回数を超えることについて、保護者に対し説明の上、了承を得るようお願いします。

感予発 0519 第 1 号
令和 7 年 5 月 19 日

各

都道府県
市 町 村
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課長
(公 印 省 略)

百日せきの流行状況等を踏まえた、定期の予防接種の実施及び
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンの安定供給に係る対応について

現在、百日せき等を対象疾病とした予防接種法に基づく第一期の定期接種には、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルス b 型混合ワクチン（以下「五種混合ワクチン」という。）、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（以下「四種混合ワクチン」という。）又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（以下「三種混合ワクチン」という。）を用いることとされております。

現時点では、五種混合ワクチンについては安定的に供給されていますが、先般、四種混合ワクチンが販売中止となったため、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風に対して行う第一期の定期接種において使用するワクチンについて、「四種混合ワクチンの販売中止に係る対応について」（令和 7 年 2 月 27 日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡）（以下「令和 7 年 2 月 27 日付け事務連絡」という。）において周知したところです。また、三種混合ワクチンについては、成人等への任意接種に用いることが可能であるため、国内での百日せきの感染者数の増加を受け、その需要が急激に高まっていることを踏まえ、別添のとおり、販売元の田辺三菱製薬株式会社から出荷量の調整（限定出荷）についての案内がなされております。厚生労働省においては、安定的な供給の確保や予防接種の適切な実施の観点から、三種混合ワクチンの製造販売業者である阪大微生物病研究会との間で前倒し出荷等についての調整を行っているところです。

これらのことを踏まえて、改めて、ワクチンの安定的な供給及び予防接種の円滑な実施等を図るため、医療機関等及び卸売販売業者に対して周知頂きたい事項を整理しましたので、貴管下市区町村、貴管内関係団体、関係医療機関、関係卸売販売業者等に対し、下記の点について徹底いただくよう対応をお願いいたします。

なお、同旨の事務連絡を公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本医薬品卸売業連合会及び一般社団法人日本ワクチン産業協会あてに発出していますので申し添えます。

記

【医療機関等に対する周知事項】

医療機関等に対して、以下の点について周知等お願いいたします。

- (1) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風に対して行う第一期の定期接種については、令和7年2月27日付け事務連絡(※)でお示ししたとおり、四種混合ワクチンの製造販売業者から同ワクチンの販売中止に関する連絡があったことを踏まえ、販売中止により四種混合ワクチンを用いて当該第一期の定期接種を完了できないことが予め見込まれる者については、四種混合ワクチン及び乾燥ヘモフィルスb型ワクチンの残りの接種回数に留意しつつ、定期接種実施要領第2の1(15)に示す接種方法に準じ、五種混合ワクチンを用いて当該第一期の定期接種を完了してください。(再周知)
- (2) 四種混合ワクチン及び乾燥ヘモフィルスb型ワクチンの残りの接種回数に留意して接種を実施する等の事情のため、三種混合ワクチンを用いた接種を定期接種として取り扱うことは可能ですが、当該第一期の定期接種には五種混合ワクチンが使用できること及び今般の供給状況等を踏まえ、三種混合ワクチンを用いた接種は必要最低限としてください。
- (3) ワクチンの予約・注文を行う場合には、例えば、備蓄目的や前年同時期の使用実績よりも大幅に多い量の納入を求めること等、必要以上に多量の納入を求める予約・注文を行うことは慎んでください。また、ワクチンの予約・注文は、ワクチンの供給ペースを考慮することが望ましく、接種希望者から申込みがあった段階で必要に応じて行ってください。

(※) 令和7年2月27日付け事務連絡

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001452649.pdf>

【卸売販売業者に対する周知事項】

卸売販売業者に対して、以下の点について周知等お願いいたします。

- (1) 三種混合ワクチンについて、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風に対して行う第一期の定期接種において使用される状況もありうることから、定期接種の対象者への接種機会を確保するため、医療機関等からの予約・注文を受ける際に、当該第一期の定期接種での使用を目的とした三種混合ワクチンの注文を確認した場合には、当該注文に係るワクチンの供給を優先するようお願いいたします。また、在庫量を確認の上、必要な場合は、地域間、営業所間の在庫融通を行うとともに、必要に応じて都道府県及び市町村と連携するようお願いいたします。
- (2) 医療機関等からの予約・注文を受ける場合には、必要に応じてワクチンに関する在庫量等について情報提供を行ってください。また、医療機関等から注文を受ける際には、ワクチンの偏在が起これないように、医療機関等の在

庫を確認した上で、随時、必要量を供給してください。なお、新規開業により納入実績がないものの、予防接種を実施しようとする医療機関等から新たにワクチンの注文があった場合等に、当該医療機関等が不利とならないよう、配慮をお願いします。

【その他】

今後、ワクチンの需給が逼迫する事態が発生した場合には、必要に応じて、更なる安定供給対策の実施等について協力を依頼することがあります。

以上

令和 6 年度 第 5 回予防接種自治体説明会 Q&A

通し番号	照会内容（本文）	分類	回答
1	帯状疱疹の定期接種の対象者は、年度内に65歳、70歳・・・に到達する者であるが、対象者のとり方について詳細を教えてください。例えば65歳について、S35年4月1日～S36年3月31日の誕生日の者または S 35年4月2日～ S 36年4月1日の誕生日の者のどちらが定期接種の対象として扱うのが正しいかお示し頂きたいです。	帯状疱疹	ご提示いただいた二つの例のうち、S35年 4 月 2 日～S36年 4 月 1 日生まれの方が対象となります。 その理由として、年齢は出生の日から起算され、機関はその末日の終了をもって満了するため、翌年の誕生日の前日（24時）に 1 歳年をとると考えるためです。
2	第 4 回説明会において新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成については「現時点において来年度の実施について決定されておりません」というご回答でしたが、その後助成継続の有無は決定しましたでしょうか。未定の場合、決定はいつ頃となりますか。自治体としては秋からの接種開始の場合、6 月の補正予算要求となるため、遅くとも 4 月上旬にはお示しいただきたいです。（当該助成の有無により自治体の助成額を再検討する必要性があり、9 月補正予算要求にて対応する場合、市民への周知や事業準備がかなり厳しくなります。）	コロナ	助成事業の実施の有無については、現在も決定しておらず、決定次第、ご連絡いたします。
3	4 種混合ワクチンから 5 種混合ワクチンへの切り替えに際し、これまでの自治体 F A Q において、「4 種混合ワクチン及びHibワクチンに含まれる各成分について、添付文書に定められる接種回数を超える接種をした場合の科学的知見が明らかになっていないことから、成分毎に必要な回数が充足し、かつ過剰とならないよう、接種を行ってください。」と記載していました。 今後、4 種混合ワクチンの市場流通が終了し、仮に 4 種混合ワクチンを手でできなくなった状況で、Hib感染症に対する第 1 期の追加接種まで完了し、4 種混合ワクチンの第 1 期の追加接種の接種が残っている者に対して、4 種混合ワクチンの成分に対する予防接種を 5 種混合ワクチンを用いて接種を行った場合、定期接種として取り扱うことは可能か。また、その他の可能な接種方法はあるか。	4 混・5 混	基本的には、4 種混合ワクチンが市場流通している場合は、4 種混合ワクチン入手して接種を行うことが望ましいと考えます。 一方で、4 種混合ワクチンが入手できない場合について、4 種混合ワクチンの成分に対する予防接種を 5 種混合ワクチンで接種を実施したとしても、省令上は定期接種として取り扱うことは可能です。 なお、3 種混合ワクチン＋単味の不活化ポリオワクチンで接種を実施したとしても、省令上は定期接種として取り扱うことは可能です。
4	四種混合ワクチンと H i b ワクチンの接種を開始した者について、「4 混及びHibワクチンの接種回数が異なる場合については、4 混ワクチン及びHibワクチンに含まれる各成分について、添付文書に定められる接種回数以上の回数を接種した場合の科学的知見が明らかになっていないことから、成分毎に必要な回数が充足し、かつ過剰にならないように接種してください。」とあり、接種方法の一例として、「初回接種で 4 混を 2 回、Hibを 1 回」や「初回接種で 4 混を 3 回、Hibを 1 回」接種している場合の接種方法が示されていますが、「初回接種で 4 混を 1 回、Hibを 2 回」や「初回接種で 4 混を 1 回、Hibを 3 回」など 4 混の接種回数のほうが少ない場合の接種方法をご教示いただきたいです。	4 混・5 混	例えば「初回接種で 4 混を 1 回、Hibを 2 回」の接種状況においては、4 種混合ワクチン以外のワクチンが入手可能な場合において、「3 種混合ワクチンと不活化ポリオワクチンをそれぞれ 1 回接種後に 5 種混合ワクチンを 1 回接種、追加接種として 5 種混合ワクチンを 1 回接種」する方法、もしくは「3 種混合ワクチンと不活化ポリオワクチンをそれぞれ 1 回接種後に 3 種混合ワクチン、不活化ポリオワクチン及び単味Hibワクチンをそれぞれ 1 回接種、追加接種として 3 種混合ワクチン、不活化ポリオワクチン及び単味Hibワクチンをそれぞれ 1 回接種」する方法ともに、省令上は定期接種として取り扱うことが可能です。例でお示した状況以外の類似する状況については、上記を踏まえつつ自治体にてご判断ください。